

法務省民二第2703号

平成17年11月25日

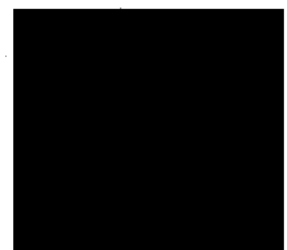
法 務 局 長 殿

地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長

登録免許税法第4条第2項の規定による登録免許税の非課税の適用を受ける
ために国土交通大臣が発行する証明書の様式について（依命通知）

標記の件について、別紙甲号のとおり国土交通省都市・地域整備局長から民事局
長あて照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、この旨貴管下登記官
に周知方取り計らい願います。



法務省民事局長 殿

国土交通省都市・地域整備局長

登録免許税法第4条第2項の規定による登録免許税の非課税の適用を受けるために国土交通大臣が発行する証明書の様式について（照会）

奄美群島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成16年法律第130号）の施行に伴い、登録免許税法施行規則（昭和42年大蔵省令第37号）第4条の5に基づき国土交通大臣が発行する証明書の様式を別添様式のとおりとしたいので、登記手続上これで差し支えないか照会します。

なお、差し支えない場合には、その旨貴管下法務局及び地方法務局に対し、周知方お取り計らい願います。

登録免許税の非課税の適用を受ける不動産である旨の証明願

文 書 番 号
平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

独立行政法人奄美群島振興開発基金
理 事 長 ○ ○ ○ ○ 印

別紙記載の不動産は、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の十九の二の項の第三欄の第一号に規定する不動産に該当することを証明願います。

証 明 書

上記のとおり別紙記載の不動産は、登録免許税法別表第三の十九の二の項の第三欄の第一号に規定する不動産に該当することを証明します。

平成 年 月 日

国土交通大臣 印

別 紙

1. 土 地

所 在	地 番	地 目	地 積	権利の種類

- (注) 1. 「所在」、「地番」、「地目」及び「地積」欄は、いずれも登記記録に記載された登記事項に合わせて記載する。
2. 「権利の種類」欄は、所有権、地上権又は賃借権、質権又は（根）抵当権の別を記載する。

2. 建 物

所 在	家屋番号	種 類	構 造	床面積	権利の種類

- (注) 1. 「所在」、「家屋番号」、「種類」、「構造」及び「床面積」欄は、いずれも登記記録に記載された登記事項に合わせて記載する。
2. 「権利の種類」欄は、所有権又は賃借権の別を記載する。

登録免許税法別表第三の十九の二の項に係る証明申請書

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者 住所 鹿児島県大島郡〇〇町大字〇〇〇番地の〇
名称 〇〇〇株式会社（個人の場合は記載しない）
代表者 〇〇 〇〇 印

（担当者及び連絡先 〇〇〇〇 Tel:〇〇〇〇〇-〇-〇〇〇〇）

独立行政法人奄美群島振興開発基金の債権を担保するために、別紙記載の担保の目的についてなされる下記の登記又は登録は、登録免許税法別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号に該当する旨証明いただきたく、添付書類を添えて申請します。

なお、当該登記又は登録は、証明日（本証明書に記載された日付）から3カ月以内に行い、当該登記又は登録の完了後まで、登録免許税法別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号に該当する理由に変更がないことを併せて確約します。また、当該登記又は登録を行わないこととなった場合には、速やかに本証明書を添えて取下げを行います。

記

一、登記又は登録の原因
抵当権の設定

二、債務者
鹿児島県大島郡〇〇町大字〇〇〇番地の〇
〇〇〇株式会社（個人の場合は氏名）

三、債務者の資本の金額（普通法人の場合）
〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

四、債権額又は極度額
〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

五、登録免許税法別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号に該当する理由（いずれかにVをつける）
 債務者が法人税法第二条第九号に規定する普通法人ではない
 債務者が法人税法第二条第九号に規定する普通法人のうち資本の金額が5億円以上の法人並びに相互会社及び外国相互会社ではない

六、添付書類（いずれかにVをつける）
（商業）登記簿謄本 （商業）登記簿抄本
 履歴事項全部証明書 その他

上記の登記又は登録の申請を行う方針であることを確認します。

平成 年 月 日

鹿児島県名瀬市港町1番5号
独立行政法人奄美群島振興開発基金
理事長 〇 〇 〇 〇 印

証 明 書

上記の登記又は登録は、登録免許税法別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号に規定する登記又は登録に該当することを証明する。

平成 年 月 日

国土交通大臣 印

別 紙

1. 土 地

所 在	地 番	地 目	地 積

(注)「所在」、「地番」、「地目」及び「地積」欄は、いずれも登記記録に記載された登記事項に合わせて記載する。

2. 建 物

所 在	家屋番号	種 類	構 造	床面積

(注)「所在」、「家屋番号」、「種類」、「構造」及び「床面積」欄は、いずれも登記記録に記載された登記事項に合わせて記載する。

法務省民二第2702号

平成17年11月25日

国土交通省都市・地域整備局長 殿

法務省民事局長

登録免許税法第4条第2項の規定による登録免許税の非課税の適用を受ける
ために国土交通大臣が発行する証明書の様式について（回答）

平成17年11月21日付け国都特第88号をもって照会のありました標記の件
については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。